

## 工事費内訳書の提出に関する事務取扱要領

(平成27年5月21日 制定)

### (趣旨)

第1条 この要領は、建設業法(昭和24年法律第100号)第20条の規定及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)の趣旨を踏まえ、入札における不正行為の防止と入札参加者の積算技術の向上を目的として、室蘭市が発注する工事の入札において、入札参加者全員に入札書と同時に工事費内訳書(以下「内訳書」という。)の提出を義務付けることに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事)

第2条 工事費内訳書の提出の対象となる工事は、室蘭市が発注する工事のうち、入札を行うものとする。

### (内訳書の記載事項等)

第3条 内訳書の記載事項は、次に掲げるとおりとし、様式例に準じて作成するものとする。

- (1) 作成年月日
- (2) 入札者の住所、商号又は名称、代表者の氏名及び代表者印
- (3) 工事名
- (4) 工事費の内訳

### (内訳書の提出方法)

第4条 内訳書は、第1回目の入札時に入札書とともに提出するものとする。

### (内訳書の内容確認等)

第5条 内訳書の内容確認は、開札時に行い、落札候補者の内訳書のみを対象とする。

2 提出された内訳書が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該内訳書に係る入札を無効とする。

- (1) 内訳書の提出がない場合
- (2) 内訳書が未記載である場合
- (3) 内訳書に記名押印がない場合
- (4) 内訳書の合計金額と入札書の記載金額が一致しない場合
- (5) 内訳書の工事名が確認できない場合

3 前項各号に掲げる場合のほか、開札後における内容確認の結果、入札参加者全員の記載金額に同一性があると判断されるなど不正行為が疑われる場合は、室蘭市談合情報取扱要領に基づく措置等を講ずる。

(内訳書の取扱い)

第6条 内訳書の取扱いは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 提出された内訳書の修正若しくは差し替え(室蘭市の指示による修正等を除く。)又は撤回はできない。
- (2) 提出された内訳書は、返却を行わない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成27年5月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の規定は、平成27年8月1日以後に公告を行う入札について適用し、同日前に行った入札の公告については、なお従前の例による。